

市政資料館撮影申込書

撮影の申し込みをされる方へ

市政資料館の建物は、国の重要文化財に指定されています。建物のよさを味わっていただくため撮影利用も受け付けていますが、撮影スタジオとは異なります。

多くの方々に楽しんでいただきながら今後も建物を保存していくため、他の来館者の見学・通行を妨げる行為、建物を傷つけたり汚したりする行為を行わないことを約束いただける場合のみ撮影利用いただけます。

申込み前に必ず、「市政資料館での撮影について」の「撮影時のルール」をご確認ください。

1 「市政資料館での撮影について」の「撮影時のルール」を理解した上で、以下の□にチェックを記載します。

- ☐ 申込み前に、「市政資料館での撮影について」の「撮影時のルール」を確認しました。
撮影に際しては、すべての撮影関係者に共有します。
- ☐ 申込者をはじめ撮影関係者が「撮影時のルール」を遵守しなかった場合、撮影中断など市政資料館の指示に従います。その場合、次回以降の利用を断られても異論ありません。
- ☐ 建物の外（公園部分）で撮影する場合は、東土木事務所の公園使用許可を得ます。（撮影業者に依頼しない場合は不要）

2 上記1の□すべてにチェックした場合のみ、申込内容を記載します。

撮影日時	令和 年 月 日 午前・午後 時 分～ 時 分
控室利用	有 ・ 無
申込者 ※申込者は個人のみ	住所 〒 — 氏名 電話 () —
撮影者情報 ※カメラマンの情報	住所 〒 — 氏名 電話 () —
業者情報 ※業者利用の場合	住所 〒 — 氏名 電話 () —